

令和7年度 節水シャワーヘッド 買い換え助成金 募集要項

令和7年6月15日~令和8年1月31日



未来の地球を
一緒に守ろう

地球温暖化とは？



地球の周りにある、二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの「温室効果ガス」は、地球に届いた太陽の熱を逃さない働きをし、私たちが暮らすのに適した温度を保つ役割をしています。近年、この温室効果ガスが急激に増え、地球の気温が上がっています。これが「地球温暖化」です。地球温暖化の影響によるとされる異常気象や水害などが頻発しています。

市の補助を利用して
お得に買い換え！

市の取組

西東京市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言をしています。省エネ家電の利用促進も、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みのひとつです。

省エネが地球温暖化対策になるの？

西東京市から出るCO₂のうち、約50%が家庭から排出されています。各家庭の取組が重要です！

使うエネルギーを減らす

節水シャワーヘッドは、従来の製品に比べて大幅に消費エネルギーを減らすことができます。

発電量が減る

CO₂排出量が減る

発電する時に石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を燃やすと、CO₂がでるんだ。



節水シャワーヘッドへの買い換えは どのくらい省エネ効果がある？

手元のボタンでお湯を止められるタイプの節水シャワーヘッドに買い換えることで、**年間で水道代・ガス代は8,610円、二酸化炭素排出量は73.3 kg削減**することができます。(4人での使用の想定。)この選択は、シャワーの使用量を減らし、水とガスの節約にもつながる他、家庭からの二酸化炭素排出量も削減でき、地球にも家計にも優しい取り組みとなります。

(出典:「ウルトラ省エネブック」東京ガス株式会社)

○申請期間

令和7年6月15日(日)から令和8年1月31日(土)まで ※消印有効

★受付期間内に購入した製品のみが対象となります。

令和7年6月14日以前に購入された場合は対象外となりますのでご注意ください。

申請は先着順です。

▼市 HP はこちら

ただし、受付期間内であっても、予算が上限に達した時点で、申請の受付を終了します。



★予算残額については、残額が少なくなってきた時点で市ホームページにてお知らせします。ホームページをご確認または環境保全課までお問い合わせください。

○対象者

以下の要件を満たす**個人**が申請の対象となります。

- ・西東京市に住民登録がある方
- ・自らが居住する西東京市内の住宅で使用しているシャワーヘッドを新品の節水シャワーヘッドに交換、設置した方
- ・市税の滞納がない方

○助成金額

3,000 円(一律)

- ・令和7年6月15日以降に税抜き 6,000 円以上の節水シャワーヘッドを新品で購入すること
- ・節水シャワーヘッド本体の費用のみの助成となります。
- ・部材購入費(アダプター、ホースなど)や設置工事費は対象外となります。
- ・クーポン割引やポイント利用で購入した部分につきましては、購入費用から除外します。

(例)

項目	金額 (税込)
シャワーヘッド 本体費用	8,000円
ポイント利用	△1,000円
領収額	7,000円

◎領収額を税抜きにし、6,000 円以上であれば助成対象となります。
 $7,000 \text{ 円(税込)} \div 1.1 = 6,364 \text{ 円(税抜)}$
➡助成対象です。

※ポイント利用の結果、領収額の税抜きが 6,000 円未満になった場合には、助成対象外となりますので、ご注意ください。

○対象機器

30%以上の節水効果 または1分間あたりの使用水量が7ℓ 以下の節水シャワーヘッド

○提出書類について

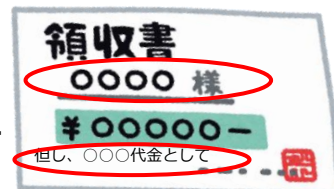
- ☐ 西東京市地球温暖化対策助成金（節水シャワーヘッド）交付申請・実績報告兼請求書（市指定様式）

- ☐ 領収書の写し

○申請者名が記載された領収書の添付が必要です。

○但し書きとして、型番または購入製品名が記載されていることが必要です。

○領収書の合計金額に本体代以外の金額が含まれている場合等で、シャワーヘッドの金額が分かるものがなければ、本体の金額が分かる明細書等を添付ください。



✖よくある不備

・宛名欄がない、宛名欄が空欄（『様』）のレシート、宛名が申請者の氏名ではない領収書（ご家族のお名前など）や請求書・納品書では受付ができません。

- ☐ 設置した節水シャワーヘッドの節水効果が30%以上あること、または1分間あたりの使用水量が7ℓ以下であることが確認できる書類等（カタログ類、取扱説明書、箱等）の写し

- ☐ 設置後の節水シャワーヘッドのカラー写真

- ☐ 本人確認書類の写し

➡申請者が本人であることが分かる本人確認書類のコピーを提出してください。

（例）運転免許証、マイナンバーカード、各種健康保険証など

* 運転免許証など、裏面に住所の記載がある場合は、裏面も提出してください。

* マイナンバーカードは表面のみを提出してください。

* 健康保険証は記号・番号・保険者番号・QRコード（ある場合）をマスキングしてください。

【令和6年1月1日時点で西東京市に住民票がなかった方のみ】

- ☐ 令和6年度の納税証明書または非課税証明書

✖よくある不備

課税証明書、令和7年度納税証明書、令和7年度非課税証明書では受付ができません。

○その他注意事項

・申請は1世帯当たり1回までとし、台数は1台のみとします。

・新規設置は対象外（既に使用しているシャワーヘッドとの交換設置のみが対象）

・新品製品の購入のみが対象

・他の西東京市の助成金との併用は可能です。



○申請の流れ

1 製品の購入・設置（申請者）

令和7年6月15日以降に、「30%以上の節水効果または1分間あたりの使用水量が7ℓ以下の節水シャワーヘッド」の条件に合致するものを購入し、設置してください。

2 交付申請・実績報告兼請求書類の提出（申請者）

＜受付期間＞令和7年6月15日(日)から令和8年1月31日(土)まで※消印有効

※受付期間に限らず、予算が上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

3 交付決定・確定通知書の送付 及び 送金（市）

交付申請・実績報告兼請求書類が市に到達してから概ね1か月半で審査をし、交付決定・確定通知書を市から発送します。

通知がお手元に届いてから約2週間程度で指定された口座に送金します。



○交付申請・実績報告兼請求書の提出方法

【申請期間】令和7年6月15日(日)から令和8年1月31日(土)まで

【提出方法】電子申請 もしくは 環境保全課窓口まで持参 または 郵送

【お問い合わせ・書類提出先】

西東京市みどり環境部環境保全課環境保全係

〒202-0011 西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京

電話 042-438-4042(直通) FAX 042-438-1762

メール kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

▼電子申請はこちらから！▼

